構造改革特別区域計画

- 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 木津川市
- 2 構造改革特別区域の名称 相楽児童発達支援センター給食搬入特区
- 3 構造改革特別区域の範囲 木津川市の全域

4 構造改革特別区域の特性

木津川市(以下「本市」という。)は、京都府南部の山城地域に位置し、平成19年に木津町、加茂町、山城町が合併し誕生した。南は奈良県奈良市と隣接する他、京都や大阪の中心部から30km圏内に位置していることから、主要都市へのアクセスが図られ、交通環境の利便性を活かし、各方面との交流を盛んに行い発展してきた。また、関西文化学術研究都市の中核都市として、先端的な学術、産業、暮らしを展開する一方で、古くからの歴史を受け継ぎ、府内でも有数の国指定有形文化財を有するとともに、市の中央を流れる木津川の清流や里山など、豊かな歴史・自然環境に恵まれた魅力のあるまちである。

全国的に人口減少が懸念される中で、本市の人口は増加し続け、子育て世代に選ばれるまちとなっている。市の方針として「子育て支援NO.1」のまちを目指し、待機児童ゼロの実現やサポート体制強化など子育て支援策の充実を図っており、令和2年の総人口に占める子育て世代(25~44歳)人口の割合は、国の22.8%、京都府の21.7%と比べて、本市は23.2%と高くなっている。

本市における障がい児支援については、障がい児本人の最善の利益を考慮し、健 やかな育成を支援することが必要と考え、障がい児のライフステージに応じて切れ目のない支援を提供する体制の構築と地域社会への参加や包容(インクルージョン)の推進を行うとして、障害児福祉計画を策定し体制整備に努めている。また、療育の分野における独自施策として、合併以前より「相楽療育教室(児童発達支援事業所)」を公立で運営し、通園による日常生活の基本動作の指導及び集団生活への適応訓練等を実施し、障がい児の育成の助長に努めてきた。近年では障害児通所支援の制度普及等による民間事業者の参入により、市内における通所事業所が多数確保できるようになり、障がい児の受け入れ体制は進みつつあるが、事業所間での力量に差があることや、未就学児の早期療育を目的とする新規利用者の大幅な 増加への対応、また、障害児相談支援の逼迫状況によって、必要な相談支援が提供できないなど、多種の課題が発生している。

このような状況の中で、今後さらに高まることが予想される療育ニーズや保護者対応、相談支援の確保、民間事業者を含む一体的な支援体制の構築などの解決には、児童発達支援センター(以下「センター」という。)の設置は急務であり、地域の中核的な療育施設としての役割を望む声も多く求められている。本市においては、「相楽療育教室」を利活用し、センターへの転用を進めており、民間委託ではなく、公立でのセンター設置及び運営を継続することで、より市民ニーズに寄り添った支援の提供が可能と考えており、令和6年4月での開設に向け準備を進めている。

5 構造改革特別区域計画の意義

国の指針にて、各市町村又は圏域において1か所以上のセンター設置が示されている中、本市を含む山城南圏域では整備に至っていない状況を鑑み、圏域を含む地域の療育中核施設としてのセンター立ち上げを検討する中で、本市のセンターで実施する児童発達支援事業については、定員を10名とし療育の提供を行う小規模なものであり、センターの要件である施設内調理における給食提供の実施は専用職員の配置や食材料確保、設備整備に関する費用等の負担が非常に大きく、センター設置にあたっての障壁となっている。

本計画では、給食を外部搬入による提供とすることで、調理業務の効率化と安定した食事提供体制の確保並びに経費削減を図ることが可能となり、節減された経費等を利用することで、より市民ニーズに即した発達支援や相談支援の提供が期待できる。特に、地域課題である相談支援の拡充と保育所等訪問支援事業の促進について当センターが果たす役割は大きいと考えられ、専門職の人員配置が可能となることで、多様な支援の提供と地域への啓発や研修実施によるスーパーバイズコンサルテーション機能の充足も可能と考える。また、本市の児童発達支援事業は小規模ながらも現行の「相楽療育教室」の支援体制である、通所児童1名に対し指導員1名を配置する個別療育体制を取り、親子通園スタイルによる保護者支援に注力することで、きめ細かな療育支援の継続を予定しており、現行の人員配置を維持することで同様のサービス提供体制が確保できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

給食を外部搬入による提供とすることで、運営コストの効率化を図り、将来にわたって安定的で持続可能な運営体制の構築を目指す。また、経費部分を人員配置や設備などの資源に充てることで、事業の充実に努めるとともに、地域の療育支援を

担う中核的な施設としてスーパーバイズ機能を促進し、インクルージョンの推進を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

給食の外部搬入導入によって、センターへの移行が可能となる他、経費削減による運営コストの合理化は、今後における持続可能で安定した事業運営と繋がる。

センター業務においては、幅広い高度な専門性に基づく発達支援、家族支援の実施を目指すとともに、事業所や保育園、学校等との連携を強化することで、地域全体での障がい児支援の質の向上が可能となる。

また、給食の外部搬入に関する調理業務委託や、センターにおける新たな事業実施によって雇用機会の創設にもつながり、地域経済の活性化に寄与することができる。

8 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

- 1 特定事業の名称
 - 939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者構造改革特別区域内の児童発達支援センター
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始日 令和6年4月1日

4 特定事業の内容

令和6年4月1日から、構造改革特別区域内において木津川市(以下「本市」という。)が設置、運営する相楽児童発達支援センター(以下「センター」という。)が提供する給食については、本市と民間事業者(以下「事業者」という。)の契約に基づき、事業者において調理を行う。搬送については、事業者が提供する給食の形態等の状況を踏まえながら、適切に管理し搬送する。

5 当該規制の特例措置の内容

センターにおける給食の外部搬入方式の実施に当たっては,構造改革特別区域における留意事項を遵 守する。

(1)環境整備

構造改革特別区域内におけるセンターでは、障がい児に対する食事の提供の責任はセンターにあるものとし、給食の調理はアレルギー除去食など利用児童個々の特性に合わせたものも含め、必要な調理器具等が整備されている搬入元の調理施設で契約相手方である事業者職員が実施する。なお、搬送や保存、配膳、冷蔵や冷凍、提供、アレルギー除去食の確認については、本市と事業者が委託契約に必要な事項を定め、責任を持って行う。センターの調理室には、ガスコンロ、冷凍冷蔵庫、電子レンジ等の機器を設置する。

(2) 児童の特性に応じた対応

- ① 給食の提供は、昼食の1回のみとし、献立等については事業者の職員(管理栄養士)が作成するとともに、利用児童の発達の状況や障害特性に応じた調理方法の工夫など必要な配慮を行う。除去食など個別対応が必要な場合も、同じ調理施設内で調理を行い搬入する。
- ② 食物アレルギー児については、保護者からの情報提供を基に管理し、献立等の事前共有を行うとともに、除去食や代替食を組み合わせて対応し、必要に応じて医師の診断書等の提出を求めることとする。また、親子通園方法によるサービス提供の形態から、食事提供時は原則として保護者が児童の傍で見守りや食事補助を行うものとし、施設職員と連携し配慮すべき点について共有したうえで実施する。
- ③ 食事提供指導員として機能訓練職員を配置し、偏食や摂食、嚥下等の食事における個々の児童の課題に沿った専門的支援を行い、合わせて保護者への助言や指導を行うことで、センターだけでは

なく家庭における実践に繋げていく。

④ 検食については毎回利用児童に提供する前にセンター職員が行うこととし、異物混入等の異常がないか確認を行うとともに、検食日誌を毎日記録し保管する。

(3) 衛生管理

外部搬入を行う際の衛生基準については「保護施設等における調理業務の委託について(昭和62年3月9日付社施第38号)」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日指第14号)第4の2の規定を順守し、常に衛生管理を徹底する。

(4) 委託契約の締結

- ① センターで提供する給食は、本市と事業者が締結する契約に基づき、事業者の調理施設で事業者が調理を行う。当該業務委託先については、現在、本市の幼稚園等に対し給食の配食業務実績があり、児童の特性に応じた調理及び安全な食事提供体制の確保が可能な事業者を選定し契約を締結するものとする。
- ② 調理にあっては、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について(平成18年3月31日障発第0331011号)」の3の(2)及び(3)を遵守することとし、センターの管理者は、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうる体制及び調理業務の受託者との契約内容を確保する。また、調理業務の受託者については、センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

(5) 食を通じた子どもの健全育成(食育)

- ① 給食の提供及び食を通じた子どもの健全育成(食育)については、「食育基本法」、「食育推進基本計画」及び「第二次すこやか木津川21プラン〜健康増進計画・食育推進計画〜」を基本とし、発達状況や障がい特性に応じて実施する。
- ② 食事を通じ、食べることの楽しさ・大切さを伝える支援を行うとともに、食事提供指導員による 専門的支援を実施し、児童が抱える個々の課題解決に取り組むとともに、支援内容を保護者と共有 することによって、センターでの給食提供時だけでなく、家庭での実践に繋げ、適切な食事のとり 方や望ましい食習慣の定着を目指す。

【相楽児童発達支援センターの概要(予定)】

- 1 児童発達支援事業における児童の定員 10名
- 2 職員数及び内訳
- (1) 職員数

11名

(2) 内訳

- 管理者 1名
- ② 児童発達支援管理責任者 1名
- ③ 児童指導員 5名
- ④ 食事提供指導員 (機能訓練職員として言語聴覚士) 1名
- ⑤ 保育所等訪問支援員 1名
- ⑥ 相談支援専門員 1名
- ⑦ 臨床心理士 1名

3 調理室の面積

 $2 3 \text{ m}^2$

4 調理設備及び器具

流し台(2層シンク)、調理台、ガスコンロ、ガス給湯器、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、台下戸棚、 配膳台、ラック、移動台、配膳ワゴン

5 配送計画(案)

時間	調理業者 (民間事業者)	相楽児童発達支援センター
午前7時	調理開始	
午前10時15分	調理完了、配送開始	
午前10時45分		受取、配膳
午前11時		配膳、喫食
午後 0 時		給食終了
午後0時15分		片付け、容器洗浄
午後1時	容器回収	